

# 職員の給与等に関する報告及び勧告

平成28年10月

兵庫県人事委員会



兵人委第1194号

平成28年10月19日

兵庫県議会議長 藤田孝夫様

兵庫県知事 井戸敏三様

兵庫県人事委員会委員長 太田和成

兵庫県人事委員会は、地方公務員法第8条、第14条  
第2項及び第26条の規定に基づき、職員の給与等につ  
いて別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定につ  
いて別紙第2のとおり勧告します。



## 報 告

### 1 本年の報告及び勧告に当たって

本委員会の給与等に関する報告及び勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として重要な役割を果たすものであり、社会一般の情勢を的確に把握し、職員の給与をはじめとして、適切な勤務条件を保つことを通じて県民の理解を得てきている。

職員の給与に関しては、地方公務員法に基づき、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業所の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないとする均衡の原則の下で、毎年、職員の給与水準を民間の従業員と均衡させること（民間準拠）を基本としている。

給与は、一般的に、職種を始め、役職段階、学歴、年齢、勤務地域等の要素に応じてその水準が定まっていることから、公務と民間企業の給与を比較する場合、両者の単純な平均値で比較するのではなく、給与決定要素を合わせて同種・同等比較することが適当である。このため、民間給与との比較は、県職員の行政職とこれに類似する事務・技術関係職種の民間企業従業員を対象とした上で、主な給与決定要素である役職段階、年齢などを同じくする者同士の4月分の給与額を対比させ、本県職員の人員数のウェイトを用いてラスパイレス比較を行っている。

調査対象企業規模については、民間企業従業員の給与をより広く把握し、本県職員の給与に反映させる観点から、平成18年にそれまでの100人以上から50

人以上に引き下げた。これは、企業規模50人以上の多くの民間企業においては、公務と同様、部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能であることによる。

近年の職員給与を見ると、昨年は、好調な経済状況に伴う民間企業の賃上げの動きを反映し、月例給、期末・勤勉手当ともに2年連続で引上げとなった。また、平成20年4月から実施されている給与の抑制措置については、「第3次行財政構造改革推進方策」により段階的に縮小されている。

本年の報告及び勧告に当たっては、以上のような職員の給与を取り巻く諸情勢を踏まえつつ、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与の実態及び民間の従業員の給与を調査し、国家公務員や他の都道府県職員の給与の状況を考慮して、様々な角度から総合的に検討を行った。

## 2 職員の給与等

本委員会の給与勧告の対象とされている職員の数は、約51,000人（市町立学校県費負担教職員約23,800人を含む。）となっている。

また、調査対象外として、企業職員、病院事業職員及び技能労務職員があり、その職員数は約6,200人となっている。

本年実施した「平成28年職員給与実態調査」（平成28年4月現在）による職員の給与等の状況は、次のとおりとなっている。

### (1) 平均給与月額

本委員会の給与勧告の対象とされている職員にかかる平均給与月額は、「第3次行財政構造改革推進方策」に基づく給与抑制措置を受け、給料

351,494円、扶養手当9,284円、地域手当25,682円、その他手当30,592円、計417,052円となっている。

そのうち、行政職（行政職給料表適用者をいう。以下同じ。）についてみると、給料340,362円、扶養手当10,227円、地域手当26,126円、その他手当31,595円、計408,310円となっている。

## (2) 職員数及び職員構成

職員は、総数50,987人、平均年齢41.5歳、平均経験年数19.2年となっている。男女別構成比は、男性62.7%、女性37.3%、学歴別構成は、大学卒81.2%、短大卒5.2%、高校卒13.6%、中学卒0.0%、年齢別構成は、19歳以下0.5%、20歳台18.8%、30歳台24.9%、40歳台24.6%、50歳台31.2%、60歳以上0.0%となっている。

なお、行政職についてみると、職員数7,854人、平均年齢43.9歳、平均経験年数22.2年となっている。

(参考資料 第1 職員給与関係資料 参照)

## (3) 給与制度の総合的見直し

国は、昨年4月から、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施している。

本県においても、昨年4月から、公民の年齢別の給与差を縮小するなどの見直しを進めるため、給料表水準を平均2%引き下げるとともに、地域手当等の諸手当の改定を行う給与制度の総合的見直しを実施している。

## 3 民間の給与等

職員の給与と民間従業員の給与との精密な比較を行うため、企業規模50人以

上で、かつ、事業所規模50人以上の県内民間事業所2,000のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した459の事業所を対象に、人事院及び神戸市人事委員会等と共同で「平成28年職種別民間給与実態調査」を実施し、県職員の職務と類似する職務に従事する者76職種、約23,000人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた所定内給与及び所定外給与の月額等を実地に詳細に調査した。

また、各民間事業所における初任給の状況及び給与改定の状況についても、引き続き調査した。

#### （初任給の状況）

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で39.0%（昨年38.8%）と、僅かに増加、高校卒で21.8%（同27.0%）と、減少している。

新規学卒者の採用を行った事業所における初任給は、据置き割合が、大学卒では57.5%（昨年58.2%）、高校卒では62.4%（同64.3%）と、昨年に比べ減少している。一方、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒では41.9%（昨年40.8%）、高校卒では37.6%（同35.1%）と、いずれも増加している。

また、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で202,765円、高校卒で163,872円となっており、昨年と比べ増額となっている。

#### （給与改定の状況）

本年の県内民間事業所の給与改定の状況は、別表第1に示すとおり、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は29.7%（昨年29.9%）と、昨年に比べ僅かに減少したが、一方で、ベースダウンを実施した事業所は0.3%（同0.4%）と前年同様低い割合となっている。なお、ベースアップの慣行のない事業所の割合は60.2%（同58.3%）と増加している。



定期昇給の実施状況は、別表第2に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期昇給を実施した事業所の割合は86.5%（同85.9%）となっている。昇給額については、昨年に比べ増加となっている事業所の割合は21.0%（同24.5%）、減少となっている事業所の割合は5.8%（同4.5%）と、昇給額増加となっている事業所の割合が昨年に比べ減少している。

（参考資料 第2 民間給与関係資料 参照）

#### 4 職員給与と民間給与の比較

##### (1) 月例給

##### （公民給与の較差とその要因）

前記の「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づいて、職員にあつては行政職、民間従業員にあつては行政職に類似する事務・技術関係の職種の者について、役職段階、学歴、年齢等が同等であると認められる者同士の給与を対比させ、民間従業員の人員構成を本県職員の人員構成に置き換え、役職段階、学歴、年齢等ごとに給与を加重平均するラスパイレス方式による比較を行った。この結果、別表第3に示すとおり、一人当たり平均して、職員給与は民間従業員給与を16,787円（4.25%）下回っている。この較差は、本県において「第3次行財政構造改革推進方策」に基づき、給与の抑制措置が講じられていることによる影響が大きく、この措置の影響分を除くと、職員給与は民間従業員給与を3,411円（0.83%）下回っている。

また、国においては、昨年、人事院が「給与制度の総合的見直し」の平成28年度において実施する事項として、地域手当の支給割合の引上げを勧告し、平成28年4月1日に引上げが実施されている。

本委員会においても、国と同様、昨年、「給与制度の総合的見直し」の平

成28年度において実施する事項として、地域手当について所要の措置を講じる必要があることを勧告したが、地域手当の支給割合の引上げが行われなかったため、本県の公民較差が、人事院勧告における官民較差（708円(0.17%)）を上回ることになった。

## (2) 特別給（賞与等）

前記の「職種別民間給与実態調査」により民間の特別給（賞与等）の過去1年間の支給実績を精確に把握し、これに職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っている。

本年の「職種別民間給与実態調査」で、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給について調査した結果は、別表第4に示すとおり、平均所定内給与月額 $\times$ 4.30月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の支給月数（4.20月）を上回っている。

## 5 最近の賃金・雇用情勢等

### (1) 民間賃金指標の動向

兵庫県企画県民部統計課の「毎月勤労統計調査地方調査」（事業所規模30人以上）による本年4月の兵庫県における民間事業所の所定内給与は、昨年4月に比べ1.0%増加している。また、所定外給与は0.9%増加しており、これらを合わせた、「きまって支給する給与」は、昨年に対して1.0%増加している。

なお、パートタイム労働者を除く一般労働者では、所定内給与は0.2%減少している。

（参考資料 第4 労働経済関係資料 参照）

## (2) 消費者物価指数

総務省の「小売物価統計調査」によると、本年4月の全国の消費者物価指数が△0.3%であるのに対し、神戸市では0.3%増加している。

(参考資料 第4 労働経済関係資料 参照)

## (3) 標準生計費

総務省の「家計調査」を基礎として、本委員会が人事院の定める方法により算定した神戸市における本年4月の標準生計費は、2人世帯176,950円、3人世帯209,720円、4人世帯242,520円となっている。

(参考資料 第3 生計費関係資料 参照)

## (4) 雇用情勢

総務省の「労働力調査」による本年4月の全国における完全失業率は、昨年4月の水準を0.2ポイント下回り、3.2%（季節調整値）となっている。

また、厚生労働省の調査による本年4月の兵庫県における有効求人倍率は、昨年4月に比べると、0.16ポイント上昇して1.12倍（季節調整値）となっているが、全国の1.34倍（同）を下回っている。

(参考資料 第4 労働経済関係資料 参照)

## 6 人事院の給与等に関する勧告等の概要

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員の給与について報告及び勧告を行うとともに、一般職の職員の育児休業等について意見の申出を行い、一般職の職員の勤務時間、休暇等について勧告した。また、公務員人事管理について報告した。

その概要は別表第5のとおりである。

## 7 職員の給与の改定等

### (1) 改定の基本的な考え方

職員の給与については、民間従業員の給与との均衡を図るため、公民較差を基本に、国家公務員及び他の都道府県職員との均衡等を考慮して、改定する必要があるが、本年の職員給与の改定にあたっては、「第3次行財政構造改革推進方策」に基づく給与抑制措置の影響分を除いた公民較差を基本とすることが適当である。

### (2) 月例給

前記のとおり、「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づいてラスパイレス方式により職員給与と民間従業員給与を比較した結果、「第3次行財政構造改革推進方策」に基づく給与抑制措置の影響分を除いた公民較差は3,411円（0.83%）と職員の月例給が民間給与を下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行う必要がある。

人事院は、行政職俸給表（一）について、平均0.2%の引上げ勧告を行った。その際、一般職試験（大卒程度）採用職員及び一般職試験（高卒者）採用職員の初任給について、民間の初任給との間に差があることを踏まえ、1,500円引き上げ、若年層についても同程度の改定を行うこととし、その他については、それぞれ400円引き上げを基本とした。

また、行政職俸給表（一）以外の俸給表についても、行政職俸給表（一）との均衡を基本に引上げ勧告をした。

本県の給料表については、人事院が勧告した国家公務員の俸給表の改定内

容を考慮して改定を行う必要がある。

また、高等学校教育職給料表及び中学校・小学校教育職給料表については、全国人事委員会連合会が作成した「平成28年度教員給与に関する参考モデル給料表」の改定内容を参考に改定を行う必要がある。

### (3) 特別給（賞与等）

期末手当及び勤勉手当については、民間における支給状況並びに国及び他の都道府県の状況を考慮して改定を行う必要がある。

また、再任用職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても同様に改定を行う必要がある。

### (4) 地域手当

昨年、本委員会が、所要の措置を講じる必要があることを勧告した平成28年度の地域手当について、支給割合の引上げが行われなかったことから、平成28年4月における給料水準の引下げの影響が本年の公民較差に含まれることになった。地域手当については、こうした経緯も踏まえ、公民較差の範囲内で、国及び他の都道府県の改定状況、民間給与の状況及び本県の実情を考慮して、適切な措置を講じる必要がある。

### (5) 初任給調整手当

人事院は、医師に対する初任給調整手当について、医療職俸給表（一）の改定状況を勘案し、支給限度額の引上げを勧告した。

本県においても、国及び他の都道府県の状況を考慮して改定する必要がある。

## (6) 経過措置額

人事院は、平成23年に給与構造改革における経過措置額の廃止を勧告し、国では、平成26年3月末に廃止した。また、給与制度の総合的見直しにおける経過措置額についても、平成30年3月末に廃止することとしている。

国及び他の都道府県の動向も踏まえた上で、本県の実情を考慮し、適切に対応していく必要がある。

## 8 扶養手当の見直し

人事院は、民間企業において、配偶者に家族手当を支給する事業所の割合が減少傾向にあり、公務においても、配偶者を扶養親族とする職員の割合が減少傾向にあるなど、民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、平成29年4月1日から段階的に、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額し、それにより生ずる原資を用いて子に係る扶養手当を引き上げることとした。

本県においても、国及び他の都道府県の改定状況、民間及び本県の状況を考慮して、適切な措置を講じる必要がある。

## 9 人事行政における諸課題

### (1) 人材の確保及び育成

地域創生をはじめ、複雑、高度化する課題に対応しながら安全安心で元気ある兵庫づくりを目指すため、職員採用においては、県の将来を担う意欲と高い志を持ち、発想力や行動力に秀でた多様な人材が求められる。

こうした人材を確保するため、受験しやすく、人物重視の試験となるよう、従来から採用試験制度の見直しを行ってきたが、各採用試験で県が求める人材が受験者にとって、より分かりやすくなるよう、各試験における受験年齢

の見直しなど、引き続き試験方法の改善を検討していく。

一方、試験制度見直し後に採用された職員について、採用後の勤務状況をフォローアップするなど、制度見直しの効果について任命権者とともに検証していく。

また、より多くの意欲ある受験者を確保するためには、広報活動を一層強化する必要がある。このため、若手職員をリクルーターとする出身大学での説明会や、大学1～2年生を対象としたキャリア講座を実施するなど、卒業見込みの者だけでなく、幅広く在学者に対し、県職員の多様な仕事の魅力や意欲あふれる仕事ぶりについて、より積極的に情報発信していく。

一方、新行革プランに基づく定員削減のため、職員採用を抑制した結果、年齢別の職員構成において、高年齢職員層が高い割合を占めており、今後、年齢構成を平準化させるとともに、高齢層職員の持つ業務経験やノウハウを円滑に引き継ぐことが必要になっている。このため、経験者採用試験をこれまで以上に人材確保の重要な柱として位置づけ、本県へのU J I ターンの促進を図る観点からも、引き続き、首都圏をはじめ、県内外に積極的な広報活動を展開し、多様で意欲ある人材の確保に努めていく。

本県では男女共同参画の推進に向け、平成28年3月には、特定事業主行動計画を策定し、新たに女性職員の採用に関する目標（平成32年までに採用者に占める女性の割合40%）を追加したほか、女性職員の登用目標を見直し、部局長相当職及び副課長、班長・主幹相当職にも設定するなど、女性が活躍できる場の拡大に向けた取組が進められている。

同計画をより実効あるものとしていくため、引き続き採用説明会等での積極的な広報などにより女性受験者数の増加に努める一方、様々な職務経験ができるよう、女性職員の職域拡大やライフステージに応じた研修の充実など、

具体的取組を着実に進めていく必要がある。

あわせて、管理職や男性職員をはじめとする組織全体の意識を変え、働き方改革を実現していくことが重要である。各任命権者においては、男女ともに働きやすい職場を目指し、女性の活躍を支援する制度の十分な周知を図るとともに、男性職員の育児参加の促進などにより、互いに理解し協力しあう職場風土の醸成に取り組む必要がある。

また、県政課題の高度化や専門分化、採用抑制に伴う職員数の減少や若年齢職員層割合の低下など、職員をめぐる環境が大きく変化する中であっても、引き続き県民の要請に的確に対応できる「持続可能な組織」を構築していくことが求められる。このため、職員一人一人がそれぞれの持つ個性と能力を最大限発揮できるよう、管理監督職が組織の目的と業務の目標を明確に示し、職員全体でこれを共有し、一体となって遂行していくマネジメント能力を向上させることが重要である。また、OJTの効果的な実践や職員自身による自学の促進など、「人が育つ職場風土づくり」にも十分意を用いる必要がある。

あわせて、職員の育成と組織の活性化に向け、本年4月に導入された人事評価制度の適切な運用に努めていく必要がある。

## (2) 仕事と家庭の両立支援の充実

有為な人材を確保し、職員一人ひとりの能力を十分に活用するためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進が重要である。

また、男女ともに育児・介護等時間の制約がある職員の増加が見込まれる中、職員が能力を発揮し、公務に貢献できるよう、柔軟で多様な働き方の実現を図る必要がある。



人事院は、家族形態の変化や様々な介護の状況に柔軟に対応できるよう民間労働法制の見直しが行われていることを受け、公務においても適切な公務運営を確保しつつ、働きながら育児や介護がしやすい環境整備を更に進めていくという観点から、育児休業等に係る職員が養育する子の範囲を拡大するよう意見の申出を行い、介護休暇を請求できる期間の分割や介護のため1日の勤務時間の一部を勤務しないこと（介護時間）の承認等について勧告を行った。

本県においても、国の法整備の動向に留意しつつ、他の都道府県の動向も踏まえ、適切に対応していく必要がある。

また、本県においては、育児・介護と仕事を一層両立しやすい環境を整備するため、昨年8月より育児を行う職員を対象とした在宅勤務制度が導入され、さらに本年5月より、育児・介護を行う職員を対象としたフレックスタイム制が導入されている。これらの制度は、ワーク・ライフ・バランスの有効な取組の一つであることから、更なる制度の運用を検討する必要がある。

### (3) 高齢期の雇用

#### ア 再任用職員の給与

人事院は、「国家公務員の雇用と年金の接続について」（平成25年3月26日閣議決定）において、当面、定年退職する職員が再任用を希望する場合、年金支給開始年齢に達するまでの間、再任用するものとするとして、再任用職員は増加する傾向にあり、また、公的年金の支給開始年齢の段階的な引上げに伴い、再任用職員の在職期間は、今後更に長期化していくことが見込まれる状況にあるとしている。このことを踏まえ、再任用職員の勤勉手当について、勤務実績を支給額により反映し得るよう、「優秀」の成績区分が適用される者の成績率と「良好（標準）」の成績区

分が適用される者の成績率を改めることとした。

各任命権者においては、再任用職員に対する、勤勉手当の支給額への勤務実績の反映について、国及び他の都道府県の動向並びに本県の再任用職員の在職実態を踏まえ検討する必要がある。

再任用職員の給与の在り方について、人事院は、再任用職員の増加や在職期間の長期化等の状況を注視しつつ、各府省における円滑な人事管理を図る観点から、民間企業の再雇用者の給与の動向、各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き必要な検討を行っていくとしている。

本委員会としても、国における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、再任用職員の給与の在り方について必要な検討を行っていく。

## イ 雇用と年金の接続

人事院は、60歳を超える職員の勤務形態に対する多様なニーズも踏まえた定年延長に向けた仕組みを具体化していくことが必要であるが、当面、定員問題等を考慮しつつ、公務においても民間企業と同様にフルタイム中心の勤務を実現することを通じて、各府省において再任用職員の能力及び経験の一層の活用が図られるようにすることが必要との考え方を示した。

本県においても、再任用職員の能力及び経験を本格的に活用していくため、各任命権者は、フルタイム勤務の更なる活用など、引き続き適切な制度の運用に努める必要がある。

## (4) 超過勤務の縮減及び休暇の取得促進

長時間にわたる超過勤務は、職員の心身の健康や公務能率のみならず、家庭生活等にも大きな影響を及ぼすものであり、仕事と生活の両立を図る観点

から、職場環境の整備を図っていく必要がある。このため、本委員会としても、毎年、超過勤務の縮減等の取組について報告し、任命権者においても、事務改善の取組や、総務事務システムの運用、あるいは超過勤務の上限目標やノー残業デー、定時退庁週間の設定など様々な取組が進められている。

しかしながら、依然として、長時間にわたる超過勤務のある職場が見受けられることから、任命権者においては、引き続き超過勤務縮減に取り組む必要がある。

超過勤務の抜本的な縮減には、職員がコスト意識をもって職務に取り組むことが必要である。特に、管理職がリーダーシップを発揮し、超過勤務の事前命令はもとより、業務の削減と効率化、計画的執行や適正な事務配分等を一層推進していくことが重要である。

また、教育委員会においては、教育活動の一層の充実に向けて、平成25年2月に策定した「教職員の勤務時間適正化新対策プラン」（以下、「新対策プラン」）に基づき、「調査等の簡素化・廃止」や「教職員定時退勤日の設定」等の取組が進められてきたが、依然として、各県立学校、各市町教育委員会等で取組成果に差が見られる。

今年度は、過去3年間にわたる新対策プランの取組を検証するため、教職員の勤務実態や教員の負担感の要因に関する意識調査、学校や地域での先進的な取組事例を収集する現地調査を実施する一方、評価検討委員会を設置し、新対策プランのこれまでの課題や今後の取組の検討が行われている。

また、今年6月の学校現場における業務の適正化に関する文部科学省の通知においても、教職員の負担軽減が求められている。

本委員会としても、教育現場の環境が一層改善され、教職員が児童生徒とゆとりを持って向き合う時間が確保されることが、兵庫の教育をより充実させていくとの観点から、県教育委員会と各市町教育委員会等が密接に連携し、

業務の見直しを行うなど超過勤務の縮減に向けた実効性の上がる取組が強力に推進されるよう、引き続き、これらの対応を注視していく。

また、年次休暇の取得促進に関しては、事務業務の簡素化、年間を通した計画的な休暇取得、休日等と組み合わせた連続休暇の取得などに引き続き取り組む必要がある。

## (5) 職員の健康管理

職員が健康で働き続けられることは、本人や家族にとってかけがえのないことであり、また、効率的かつ質の高い行政サービスを提供する観点からも重要である。しかしながら、心の健康問題により長期病休を取得している者が依然として、長期病休者全体の3割を超えている。

心の健康対策については、①気づき支援と早期対応、②相談しやすい体制づくり、③療養中・復帰後のフォロー強化の3つの柱のもと、各任命権者が所属の管理監督職と密接に連携し、個別事例にきめ細かく対応することが重要である。

管理監督職においては、日頃から、職員との意思疎通を積極的に図り、職員の心身の状況を的確に把握する必要がある。さらに、職員健康相談、教職員メンタルヘルス相談、ならし出勤制度に加え、今年度より新たに実施するストレスチェック制度を積極的に活用し、職員がいきいきと働くことのできる職場環境づくりに、率先して取り組むことが求められる。

なお、県内の災害対応、東日本大震災及び熊本地震の被災地支援などに従事している職員については、過度のストレスも懸念されることから、引き続き、心身の健康管理に留意していく必要がある。

また、法令上必要な措置を講ずることが求められているセクシュアル・ハ

ラスメントはもちろん、パワー・ハラスメントについても、策定された指針の内容や言動例の周知、相談窓口の設置等、今後とも、これらの取組を継続し、発生防止に努めることが重要である。

さらに、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法の改正により、民間事業主に対して、妊娠、出産等を理由として、上司・同僚等による不適切な言動等の就業環境を害する行為を防止するために必要な措置を講ずることが義務付けられることを受けて、人事院は、公務においても、同様の防止策が講じられるよう、所要の措置を講ずるとしている。

本県においても、国や他の都道府県等の動向も踏まえ、適切に対応していく必要がある。

## 10 おわりに

人事委員会の給与勧告制度は、公務員の労働基本権制約に対する代償措置として設定されたものであり、地方公務員法に規定する給与決定の原則に基づき、適正な給与水準を確保する仕組みとして定着している。

また、公務員の勤務条件等について、県民に対する説明責任を果たし、理解と支持を得るための重要な役割を担っている。

さらに、この制度は、県政の各分野において職務に精励している職員の努力や成果に報いる一方、人材の確保や良好な労使関係の構築にも寄与している。

こうしたなか、本県においては、平成20年度に制定された「行財政構造改革の推進に関する条例」及び推進方策（行革プラン）に基づき、独自の給与抑制措置が行われている。当該措置は、毎年度労使間で十分に協議されたうえ、「職員の給与等に関する条例」の改正を経て実施されているものの、本委員会の勧告に基づく給与改定とは別の観点から実施されており、あくまで期間を限

定した緊急的・臨時的なものであることが求められる。

すでに平成26年3月策定の「第3次行革プラン」において、平成27年度から段階的に給与抑制措置を縮小する方針が示され、2か年にわたって実施されているが、改革の目標年次である平成30年度に向け、残り2年となったいま、現在実施中の同プラン3年目の総点検において、改革期間内における当該抑制措置の解消方針を明確にし、確実に実行されることを要請する。

この間、職員にあっては、厳しい行財政環境のもと、安全安心で元気な兵庫づくりに向け、懸命に努力を続けられ、また、県内の災害対応や東日本大震災、熊本地震の被災地支援などに尽力されてきたことに深く敬意を表したい。

今後も、地域が活力を保ち、将来への希望が持てる兵庫の実現に向け、職員一人一人が意欲的でチャレンジ精神あふれる取組を進められるよう期待する。

県議会及び知事におかれては、職員の士気高揚や、職員が能力を十分に発揮できる職場環境の整備に配慮いただき、勧告制度の意義や役割に理解を示され、今回の報告及び勧告について、適切に対応されるよう要請する。

別表第1 民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職 段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの 慣行なし
	係員		29.7	9.8	0.3
課長級		25.5	9.5	0.3	64.7

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

別表第2 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職 段階	項目	定期昇給 あり	定期昇給実施			定期昇給 停止	定期昇給 なし
			増加	減少	変化なし		
			係員	89.4	86.5		
課長級	82.1	78.9	17.7	3.8	57.4	3.2	17.9

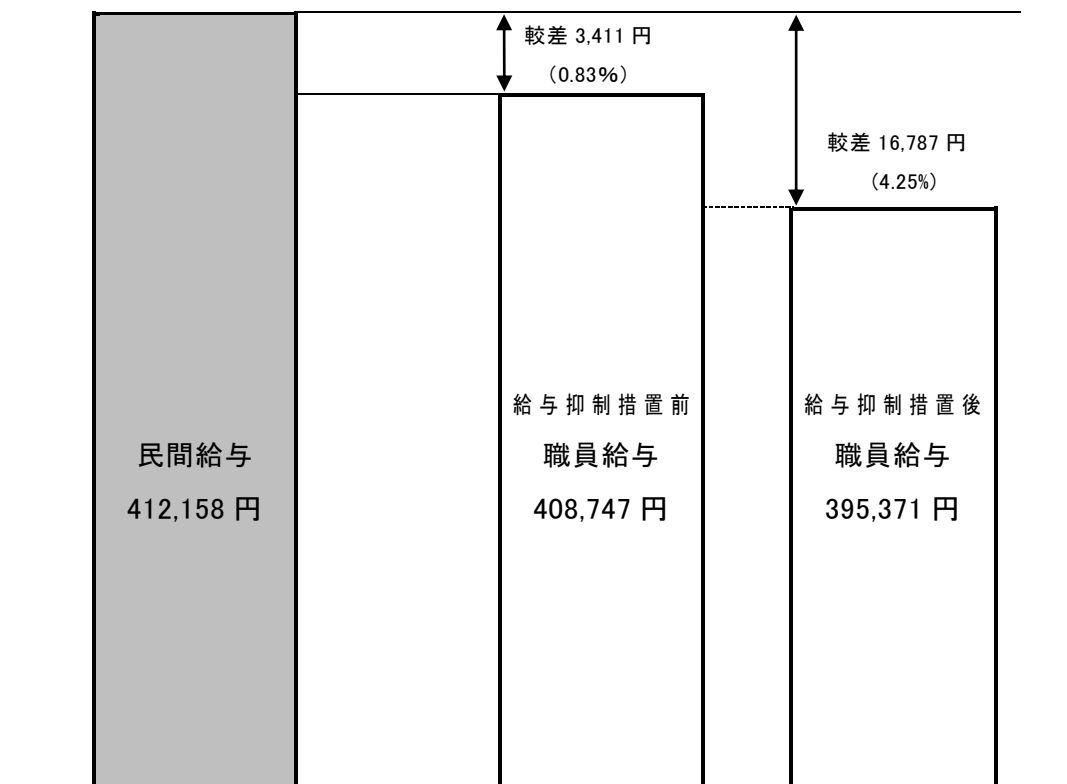
(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

別表第3 給与較差（行政職関係）

民間従業員の給与 (A)	412,158円
県職員の給与 (B)	408,747円 [395,371円]
較差 (A)-(B)	3,411円 ( 0.83%) [ 16,787円 ( 4.25%)]

(注) 1 (A)、(B)のいずれも本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。  
2 [ ]内は第3次行財政構造改革推進方針に基づく給与抑制措置後の額。

[参考]





別表第4

## 民間における特別給の支給状況

項 目		区 分		事務・技術等 従 業 員	技能・労務等 従 業 員
		下 半 期 (A <sub>1</sub> )	上 半 期 (A <sub>2</sub> )		
平均所定内給与 月 額	下 半 期 (A <sub>1</sub> )			364,211円	284,660円
	上 半 期 (A <sub>2</sub> )			367,098円	285,039円
特別給の支給額	下 半 期 (B <sub>1</sub> )			783,839円	496,336円
	上 半 期 (B <sub>2</sub> )			795,743円	518,148円
特別給の 支給割合	下 半 期 (B <sub>1</sub> /A <sub>1</sub> )			2.15月分	1.74月分
	上 半 期 (B <sub>2</sub> /A <sub>2</sub> )			2.17月分	1.82月分
	計			4.32月分	3.56月分
年 間 の 平 均				4.30月分	

(注) 1 下半期とは平成27年8月から平成28年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を県職員の人員構成に合わせて求めたものである。

備 考 県職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.20月である。

## 1 職員の給与に関する報告・勧告

事 項	概 要
民間給与との比較	(1) 月例給 官民較差 708 円 ( 0.17%) (2) 特別給 民間における支給割合 4.32 月
給与改定の内容	(1) 月例給 ア 俸給表 ① 行政職俸給表(一) 民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験、一般職試験(大卒程度)及び一般職試験(高卒者)採用職員の初任給を1,500円引上げ。若年層についても同程度の改定。 その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定(平均改定率0.2%) ② その他の俸給表 行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は改定なし) イ 本府省業務調整手当 給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、手当額を引上げ(係長級:4%→4.5%相当額、係員級:2%→2.5%相当額) ウ 初任給調整手当 医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定 (2) 期末・勤勉手当 4.20月→4.30月(引上げ分は勤勉手当に配分)
給与制度の改正等	(1) 給与制度の総合的見直し 国家公務員給与における諸課題に対応するため、平成26年の勧告時において、地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しを行うこととし、昨年4月から3年間で、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施 平成29年度は、本府省業務調整手当の手当額について、係長級は基準となる俸給月額5.5%相当額に、係員級は同3.5%相当額にそれぞれ引上げ (2) 配偶者に係る扶養手当の見直し(平成29年4月1日から段階実施) 民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、以下のとおり見直し ・ 配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額。それにより生ずる原資を用いて子に係る手当額を引上げ(配偶者及び父母等:6,500円、子:10,000円) ・ 本府省課長級(行(一)9・10級相当)の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を支給しない。本府省室長級(行(一)8級相当)の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を3,500円支給 ・ 配偶者に係る手当額の減額は、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から段階的に実施し、それにより生ずる原資の範囲内で子に係る手当額を引上げ  税制及び社会保障制度の見直しの状況や民間企業における配偶者に係る手当の見直しの状況に応じ、国家公務員の配偶者に係る扶養手当について、必要な見直しを検討

	<p>(3) 専門スタッフ職俸給表4級の新設（平成29年4月1日実施）  政府において、部局横断的な重要政策等の企画及び立案等を支援する職を、現行の専門スタッフ職よりも上位の職制上の段階に相当する新たな専門スタッフ職として、平成29年度から各府省の官房等に設置予定。この新たな職の専門性、重要度、困難度を踏まえ、専門スタッフ職俸給表4級を新設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 俸給月額、同表3級の最高号俸の俸給月額を一定程度上回るものとする一方、管理的業務を行うものではないことを踏まえ、指定職俸給表1号俸の俸給月額を下回る水準に設定</li> <li>・ 昇給は、勤務成績が極めて良好である場合に限定（昇給号俸数は1号俸）。勤勉手当は、他の俸給表と比べ、勤務実績をより反映し得るよう、専門スタッフ職俸給表3級と同一の成績率を設定</li> </ul>
<p>その他</p>	<p>(1) 再任用職員の給与</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勤勉手当について、勤務実績を支給額により反映し得るよう、「優秀」の成績率を「良好」の成績率よりも一定程度高くなるように設定</li> <li>・ 再任用職員の増加や在職期間の長期化等を注視しつつ、民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、給与の在り方について必要な検討</li> </ul> <p>(2) 介護時間制度の新設に伴う給与の取扱い  介護時間を承認され勤務しなかった時間がある場合であっても、昇給・勤勉手当において直ちに不利にならない取扱いとなるようにし、あわせて、介護休暇・育児休業等についても同様の取扱い</p> <p>(3) 非常勤職員の給与  平成20年に発出した指針の内容に沿った処遇の確保が図られるよう、今後とも各府省を指導</p>

## 2 育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法改正の勧告

事 項	概 要
介護休暇の分割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の申出に基づき、各省各庁の長が指定期間（職員が介護休暇を請求できる期間）を指定</li> <li>・ 指定期間は、人事院規則の定めるところにより、一の要介護状態ごとに3回以下、かつ、合計6月以下の範囲内で指定</li> <li>・ 経過措置として、改正の日に介護休暇の初日から起算して6月を経過していない者についても、改正の日後に残余の期間を分割して取得できるよう措置</li> </ul>
介護時間の新設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常的な介護ニーズに対応するため、各省各庁の長が、職員が介護のため勤務しないことが相当であると認められる場合、連続する3年以下、1日につき2時間以下で、勤務しないこと（介護時間）を承認できる仕組みを新設（公務の運営に支障がある時間については承認しないことが可能）</li> <li>・ 介護時間を承認され勤務しなかった時間は無給とする。昇給・勤勉手当においては直ちに不利にならない取扱いとし、あわせて、介護休暇・育児休業等についても同様の取扱い</li> </ul>
育児休業等に係る子の範囲の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 育児休業、育児短時間勤務及び育児時間の対象となる子の範囲を、①職員が特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子、②里親である職員に委託されており、かつ、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している子（平成29年4月1日以降は、養子縁組里親である職員に委託されている子）、③その他これらに準ずる者として人事院規則で定める子といった法律上の親子関係に準ずる関係にある子にも拡大</li> <li>・ フレックスタイム制の週休日の特例についても、上記の法律上の親子関係に準ずる関係にある子を養育する職員を対象とするよう措置</li> </ul>
実施時期	平成29年1月1日（養子縁組里親に係る改正は、平成29年4月1日）
その他（上記と併せた人事院規則の改正等）	<p>民間労働法制の改正内容に即して、①介護休暇等の対象家族について、祖父母、孫及び兄弟姉妹の同居要件の撤廃、②介護を行う職員の超過勤務の免除、③上司・同僚等によるいわゆるマタハラ等の防止、④非常勤職員の育児休業及び介護休暇の取得要件の緩和等を措置</p>

### 3 公務員人事管理に関する報告

事 項	概 要
人材の確保及び育成	<p>(1) 多様な有為の人材の確保 効果的な人材確保活動には、働き方改革とともに公務の魅力の積極的な発信が不可欠。大学等と連携し、女性や私立大学・地方大学の学生など対象に応じたきめ細かな施策を展開。試験制度面でも引き続き必要な点検</p> <p>(2) 人材育成 Off-JTの重要性が増加。マネジメント能力向上、キャリア形成、女性登用拡大に資する研修、中途採用者や国際化対応のための研修を強化。派遣研修の活用促進。官民人事交流推進に向けて環境整備</p> <p>(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進 適正な人事評価を通じた能力・実績に基づく人事管理が重要。特に、幹部候補育成課程の適切な運用等を通じた昇進管理の強化が必要。働き方に制約がある職員等に対する柔軟な人事管理も必要</p>
働き方改革と勤務環境の整備	<p>(1) 仕事と家庭の両立支援の充実 民間法制の改正内容に即して、介護休暇の分割取得、介護時間の新設、法律上の子に準ずる子への育児休業等の範囲の拡大等を措置（育児休業法改正の意見の申出、勤務時間法改正の勧告）</p> <p>(2) 長時間労働の是正 府省のトップが組織全体の業務量削減・合理化に取り組むことが重要。現場の管理職員による超勤予定の事前確認や具体的指示等の取組を徹底することが有効。業務合理化後も長時間超勤をせざるを得ない職員には、人事管理部署と健康管理部署との方針共有や業務平準化等の配慮も必要</p> <p>(3) 心の健康づくりの推進 職員自身のストレスへの気付きを促すため、今年度からストレスチェック制度を実施。働きやすい職場づくり実現に向けて管理職員のみならず職員一人一人が当事者意識を持つよう支援</p> <p>(4) ハラスメント防止対策 性的指向や性自認をからかう言動もセクハラである旨を明確にし、セクハラやパワハラの防止を引き続き推進。上司・同僚によるマタハラ等の防止につき、民間法制内容を踏まえた防止策を措置</p> <p>(5) 非常勤職員の勤務環境の整備 民間法制の改正内容を踏まえ、育児休業及び介護休暇の取得要件の緩和等を措置。給与に関する指針に沿った処遇を確保するよう各府省を指導</p>
高齢層職員の能力及び経験の活用（雇用と年金の接続）	<p>60歳を超える職員の勤務形態に対する多様なニーズも踏まえた定年延長に向けた仕組みを具体化していくことが必要。当面は、民間同様にフルタイム中心の再任用勤務の実現を通じて再任用職員の能力・経験の一層の活用を図る必要。各府省は計画的な人事管理や能力・経験を活用し得る配置、職員の意識の切替え等の取組を推進。本院は、関係機関への働きかけや各府省への情報提供等により各府省の取組を支援</p>

## 別紙第2

# 勸 告

本委員会は、職員の給与について、別紙第1の報告に基づき、所要の措置をとられるよう次のとおり勧告する。

### I 平成28年4月の民間給与との比較による改定

#### 1 給料表

給料表を別記のとおり改定すること。

#### 2 諸手当

##### (1) 地域手当

公民較差の範囲内で、国及び他の都道府県の改定状況、民間給与の状況及び本県の実情を考慮して、適切な措置を講じること。

##### (2) 初任給調整手当

ア 医師・歯科医師職給料表の適用を受ける医師及び歯科医師に対する手当月額の限度を368,000円とすること。

イ 医師・歯科医師職給料表以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学の専門的な知識を必要とする職にあるものに対する手当月額の限度を50,600円とすること。

(3) 期末手当及び勤勉手当

ア 6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.85月分（特定幹部職員にあっては1.05月分）とすること。

イ 再任用職員については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.4月分（特定幹部職員にあっては0.5月分）とすること。

ウ 任期付研究員及び特定任期付職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合を1.625月分とすること。

3 改定の実施時期

この改定は、平成28年4月1日から実施すること。

II 扶養手当の見直し

国及び他の都道府県の改定状況、民間及び本県の状況を考慮して、適切な措置を講じること。

## 別記

## 行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	特10級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	221,200	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300	457,600	520,900
	2	142,700	193,500	223,100	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700	460,700	523,800
	3	143,900	195,300	224,700	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200	463,700	526,900
	4	145,000	197,100	226,300	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600	466,700	530,000
	5	146,100	198,700	227,900	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500	469,700	533,100
	6	147,200	200,500	229,500	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800	472,700	535,400
	7	148,300	202,300	231,000	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900	475,700	537,900
	8	149,400	204,100	232,600	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100	478,800	540,300
	9	150,500	205,800	234,100	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100	481,500	542,700
	10	151,900	207,600	235,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200	484,600	544,500
	11	153,200	209,400	237,300	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300	487,600	546,300
	12	154,500	211,200	238,900	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400	490,700	548,200
	13	155,800	212,600	240,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100	493,400	549,900
	14	157,300	214,400	241,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900	495,700	551,300
	15	158,800	216,100	243,400	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900	498,000	552,600
	16	160,400	217,900	244,800	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900	500,300	553,700
	17	161,700	219,600	246,300	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800	502,400	555,000
	18	163,200	221,300	247,800	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600	503,800	556,000
	19	164,700	222,900	249,100	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400	505,300	556,900
	20	166,200	224,500	250,500	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100	506,700	557,800
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	21	167,600	226,000	252,000	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900	507,900	558,700
	22	170,300	227,700	253,700	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400	509,300	
	23	172,900	229,300	255,400	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800	510,800	
	24	175,500	230,900	257,200	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300	512,300	
	25	178,200	232,200	258,800	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700	513,400	
	26	179,900	233,700	260,600	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000	514,500	
	27	181,600	235,100	262,300	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300	515,700	
	28	183,300	236,400	264,000	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500	516,900	
	29	184,800	237,700	266,000	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500	517,900	
	30	186,600	238,900	267,900	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200	518,800	
	31	188,400	239,900	269,700	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000	519,700	
	32	190,100	241,100	271,500	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700	520,600	
	33	191,700	242,400	273,200	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400	521,400	
	34	193,200	243,600	275,100	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200	522,300	
	35	194,700	244,800	277,000	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900	523,000	
	36	196,200	246,100	278,700	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500	523,500	
	37	197,500	247,000	280,400	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000	524,200	
	38	198,800	248,400	282,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600	524,800	
	39	200,100	249,800	284,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200	525,600	
	40	201,400	251,300	286,000	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800	526,200	
	41	202,700	252,700	287,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300	526,700	
	42	204,000	254,100	289,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800	527,300	
	43	205,300	255,500	291,100	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200	528,100	
	44	206,600	256,800	292,900	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500	528,700	
	45	207,800	258,000	294,600	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800	529,200	
	46	209,100	259,300	296,300	348,800	369,500	396,700	438,200	468,300		
	47	210,400	260,700	297,900	350,300	370,400	397,400	438,600	468,700		
	48	211,700	262,000	299,500	351,800	371,300	398,100	439,300	469,000		
	49	212,800	263,300	301,200	353,400	372,200	398,700	439,800	469,300		
	50	213,900	264,400	302,900	354,200	373,000	399,300	440,200			
	51	214,900	265,700	304,500	355,400	373,800	399,800	440,600			
	52	216,000	267,000	306,200	356,400	374,600	400,200	441,000			
	53	217,100	268,000	307,300	357,300	375,300	400,600	441,400			
	54	218,100	269,100	308,800	358,400	376,000	400,900	441,800			
	55	219,000	270,400	310,300	359,300	376,700	401,200	442,200			
	56	220,000	271,700	311,900	360,400	377,400	401,500	442,500			
	57	220,600	272,800	313,500	361,300	377,900	401,800	442,800			
	58	221,500	273,800	315,100	362,000	378,500	402,100	443,200			
	59	222,300	274,800	316,700	362,700	379,100	402,400	443,500			
	60	223,200	275,900	318,200	363,400	379,800	402,700	443,800			



	61	223,900	277,100	319,700	363,800	380,200	403,000	444,100			
	62	224,900	278,100	320,900	364,400	380,900	403,300	444,500			
	63	225,700	279,000	322,100	365,100	381,500	403,600	444,800			
	64	226,600	280,000	323,300	365,800	382,100	403,900	445,100			
	65	227,300	280,700	324,000	366,100	382,500	404,200	445,400			
	66	228,100	281,600	324,900	366,800	383,100	404,500				
	67	229,000	282,300	325,700	367,500	383,700	404,800				
	68	230,100	283,200	326,500	368,200	384,300	405,100				
	69	230,800	284,200	327,400	368,500	384,700	405,300				
	70	231,500	285,000	327,800	369,100	385,200	405,600				
	71	232,100	285,800	328,500	369,800	385,700	405,900				
	72	232,900	286,600	329,300	370,400	386,300	406,200				
	73	233,700	287,400	330,100	370,700	386,600	406,400				
	74	234,400	287,900	330,800	371,300	387,000	406,700				
	75	235,100	288,300	331,500	372,000	387,400	407,000				
	76	235,700	288,800	332,200	372,600	387,800	407,200				
	77	236,400	288,900	332,700	373,000	388,100	407,400				
	78	237,200	289,300	333,300	373,500	388,400	407,700				
	79	238,000	289,500	333,800	374,100	388,700	408,000				
	80	238,700	289,900	334,400	374,600	389,000	408,200				
	81	239,400	290,100	334,700	375,100	389,200	408,400				
	82	240,100	290,300	335,200	375,700	389,500	408,700				
	83	240,800	290,700	335,600	376,200	389,800	409,000				
	84	241,500	291,000	336,100	376,500	390,000	409,200				
	85	242,100	291,300	336,500	376,900	390,200	409,400				
	86	242,800	291,600	337,000	377,400	390,500					
	87	243,500	291,900	337,500	377,800	390,800					
	88	244,200	292,300	338,000	378,200	391,000					
	89	244,900	292,600	338,300	378,600	391,200					
	90	245,400		338,700	379,100	391,500					
	91	245,800		339,200	379,500	391,800					
	92	246,300		339,600	379,900	392,000					
	93	246,600		339,900	380,200	392,200					
	94			340,300							
	95			340,800							
	96			341,200							
	97			341,400							
	98			341,800							
	99			342,300							
	100			342,700							
	101			342,800							
	102			343,300							
	103			343,700							
	104			344,000							
	105			344,300							
	106			344,700							
	107			345,100							
	108			345,500							
	109			346,000							
	110			346,400							
	111			346,800							
	112			347,200							
	113			347,700							
	114			348,100							
	115			348,400							
	116			348,700							
	117			349,200							
再任用職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100	440,200	520,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。



## 医師・歯科医師職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員以外の職員	1	245,200	330,500	395,500	470,600
	2	247,700	333,500	398,400	472,900
	3	250,200	336,400	401,300	475,100
	4	252,700	339,400	404,100	477,400
	5	255,000	342,100	406,800	479,700
	6	258,800	345,400	409,500	481,900
	7	262,600	348,500	412,300	484,100
	8	266,400	351,600	415,000	486,300
	9	270,000	354,500	417,500	488,300
	10	274,000	357,400	420,200	490,400
	11	278,000	360,500	422,900	492,500
	12	282,000	363,700	425,600	494,600
	13	285,800	366,700	428,000	496,700
	14	289,800	370,300	430,500	498,800
	15	293,700	373,500	432,900	500,900
	16	297,600	377,200	435,400	503,000
	17	301,400	380,800	437,600	505,100
	18	305,000	383,500	440,000	507,100
	19	308,500	386,300	442,400	509,100
	20	312,100	389,000	444,800	511,100
	21	315,700	391,900	446,600	512,900
	22	319,400	394,500	449,000	514,700
	23	322,900	397,100	451,400	516,600
	24	326,400	399,500	453,700	518,500
	25	329,900	401,800	455,800	520,200
	26	332,700	404,100	458,100	522,000
	27	335,300	406,400	460,300	523,800
	28	337,900	408,700	462,600	525,600
	29	340,700	411,000	464,800	527,400
	30	342,800	413,100	467,100	529,200
	31	345,000	415,100	469,400	531,000
	32	347,400	417,200	471,600	532,800
	33	349,700	419,300	473,600	534,400
	34	352,100	421,200	475,700	536,200
	35	354,300	423,200	477,800	537,900
	36	356,800	425,200	479,900	539,700
	37	359,200	427,200	482,000	541,300
	38	361,600	429,200	483,800	542,900
	39	364,000	431,200	485,600	544,300
	40	366,200	433,200	487,400	545,900
	41	368,500	435,100	489,100	547,400
	42	369,900	436,900	490,900	548,800
	43	371,400	438,600	492,700	550,200
	44	372,800	440,400	494,500	551,500
	45	374,300	442,300	496,100	552,700
	46	375,700	444,100	497,800	553,700
	47	377,200	445,900	499,600	554,700
	48	378,700	447,600	501,400	555,700
	49	379,900	449,400	503,000	556,700
	50	380,900	451,100	504,300	557,600
	51	381,900	452,900	505,600	558,500
	52	382,800	454,700	506,900	559,400
	53	383,800	456,600	508,100	560,200
	54	384,700	457,800	509,400	561,100
	55	385,600	459,000	510,700	562,000
	56	386,500	460,200	512,000	562,900
	57	387,400	461,400	513,000	563,800
	58	388,300	462,400	513,800	564,700
	59	389,100	463,400	514,600	565,600
	60	389,900	464,400	515,400	566,300

再任用職員以外の職員	61	390,600	465,200	516,300	567,200
	62	391,100	465,900	517,100	568,100
	63	391,500	466,600	518,000	569,000
	64	392,000	467,300	518,800	569,900
	65	392,300	468,000	519,700	570,800
	66		468,700	520,600	571,700
	67		469,400	521,300	572,600
	68		470,100	522,200	573,500
	69		470,500	523,100	574,400
	70		471,200	523,900	575,300
	71		471,900	524,800	576,200
	72		472,600	525,700	577,100
	73		473,000	526,500	578,000
	74		473,600	527,400	
	75		474,300	528,300	
	76		475,000	529,000	
	77		475,400	529,800	
	78		476,000	530,700	
	79		476,600	531,600	
	80		477,100	532,500	
	81		477,700	533,300	
	82		478,200		
	83		478,700		
	84		479,200		
	85		479,600		
再任用職員		295,400	337,800	392,200	465,200

備考 この表は、医師及び歯科医師である職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 看 護 職 給 料 表

職員 の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	160,100	187,600	236,000	258,900	284,100	328,800	373,300
	2	161,500	189,700	237,800	259,900	285,900	330,900	375,900
	3	163,000	191,800	239,600	260,800	287,700	333,000	378,600
	4	164,400	193,800	241,400	261,900	289,600	335,200	381,200
	5	165,900	195,900	242,800	262,700	291,400	337,300	383,400
	6	167,400	198,200	244,100	263,700	293,200	339,400	385,800
	7	168,900	200,500	245,300	264,500	295,100	341,600	388,100
	8	170,400	202,800	246,600	265,500	296,900	343,700	390,400
	9	171,700	205,200	247,700	266,600	298,800	345,300	392,400
	10	173,400	206,600	248,800	267,400	300,700	347,300	394,500
	11	175,000	208,000	249,700	268,500	302,500	349,200	396,700
	12	176,600	209,400	250,600	269,700	304,400	351,200	399,000
	13	178,100	210,800	251,900	271,000	306,100	353,200	400,900
	14	180,100	212,300	253,000	272,300	307,700	355,300	402,900
	15	182,100	213,800	253,800	273,500	309,500	357,400	405,100
	16	184,100	215,000	254,800	275,000	311,300	359,400	407,300
	17	186,300	216,400	255,600	276,300	313,100	361,400	409,300
	18	188,400	217,900	256,500	277,700	314,700	363,400	411,500
	19	190,500	219,400	257,500	278,900	316,400	365,500	413,700
	20	192,600	220,900	258,400	280,300	318,100	367,600	415,800
	21	194,700	222,300	259,300	281,900	319,600	369,300	417,700
	22	196,900	224,000	260,300	283,500	321,100	371,400	419,600
	23	199,100	225,700	261,200	285,000	322,700	373,500	421,400
	24	201,300	227,400	262,200	286,400	324,200	375,500	423,300
	25	203,300	228,800	263,400	287,700	325,800	377,500	425,000
	26	204,600	230,500	264,700	289,500	327,200	379,100	426,600
	27	205,900	232,200	265,900	291,300	328,700	381,000	428,300
	28	207,200	233,900	267,200	293,000	330,300	382,900	429,900
	29	208,400	235,500	268,400	294,600	331,600	384,700	431,200
	30	209,600	236,900	269,900	296,200	333,100	386,400	432,500
	31	210,900	238,200	271,500	297,800	334,500	388,300	434,100
	32	212,100	239,300	272,900	299,500	336,000	390,100	435,600
	33	213,400	240,600	274,500	300,900	337,600	391,800	437,300
	34	214,700	241,700	276,000	302,400	339,100	393,500	438,900
	35	216,000	242,600	277,300	304,000	340,700	395,300	440,300
	36	217,300	243,700	278,600	305,600	342,200	397,000	441,700
	37	218,700	244,800	280,200	307,100	343,900	398,600	442,800
	38	220,100	245,900	281,600	308,500	345,500	400,300	444,100
	39	221,400	246,800	283,100	310,000	347,000	402,100	445,400
	40	222,800	247,900	284,500	311,600	348,600	403,900	446,800
	41	223,800	248,600	286,100	313,200	349,800	405,400	447,800
	42	225,200	249,500	287,600	314,600	351,300	406,900	448,500
	43	226,600	250,400	289,100	316,000	352,800	408,400	449,300
	44	228,000	251,300	290,700	317,500	354,200	409,700	449,900
	45	229,200	252,100	292,000	318,500	355,800	410,800	450,800
	46	230,600	253,100	293,400	319,900	356,800	411,900	451,500
	47	231,900	254,000	294,900	321,300	358,300	413,000	452,300
	48	233,200	255,000	296,400	322,800	359,600	414,200	453,100
	49	234,300	256,000	297,700	323,900	361,000	415,500	453,800
	50	235,400	257,200	299,000	325,300	362,400	416,600	454,500
	51	236,400	258,400	300,300	326,600	363,700	417,800	455,200
	52	237,500	259,600	301,700	327,900	365,100	418,900	456,000
	53	238,600	260,700	303,200	329,300	366,600	420,100	456,800
	54	239,700	262,200	304,500	330,700	367,800	421,100	457,600
	55	240,700	263,600	305,900	332,100	368,900	422,200	458,300
	56	241,700	265,000	307,300	333,400	370,100	423,300	459,000
	57	242,600	266,600	308,300	334,300	371,200	424,400	459,800
	58	243,600	268,200	309,500	335,600	372,100	424,900	
	59	244,300	269,700	310,700	336,800	373,100	425,500	
	60	245,300	271,200	312,100	338,100	374,100	425,900	

再任用職員以外の職員

61	246,200	272,600	313,200	339,200	374,700	426,500
62	247,200	274,100	314,500	340,100	375,500	427,000
63	248,000	275,600	315,800	341,300	376,300	427,400
64	249,000	276,900	317,000	342,600	377,100	427,900
65	249,900	278,500	318,300	343,700	377,800	428,500
66	250,900	280,000	319,600	344,900	378,500	428,900
67	252,000	281,500	320,900	346,100	379,300	429,200
68	252,900	283,000	322,200	347,200	380,000	429,500
69	253,700	284,100	322,900	348,200	380,600	429,900
70	254,800	285,600	324,000	349,200	381,200	
71	255,900	287,100	325,100	350,300	381,900	
72	257,100	288,500	326,000	351,400	382,500	
73	258,500	289,700	327,300	352,200	383,200	
74	259,800	291,100	328,000	353,300	383,700	
75	261,100	292,400	329,100	354,400	384,300	
76	262,300	293,700	330,300	355,500	384,800	
77	263,300	295,200	331,400	356,200	385,200	
78	264,400	296,500	332,600	357,000	385,800	
79	265,700	297,700	333,700	357,800	386,300	
80	266,900	299,000	334,900	358,500	386,600	
81	268,000	299,700	336,000	359,100	386,900	
82	269,000	300,900	337,100	359,600	387,400	
83	270,100	302,000	338,100	360,200	387,800	
84	271,200	303,200	339,200	360,700	388,100	
85	272,000	304,300	340,100	361,300	388,400	
86	272,900	305,500	341,100	361,800	388,900	
87	274,000	306,700	342,000	362,400	389,400	
88	275,100	307,800	343,000	362,900	389,800	
89	276,100	309,100	344,000	363,300	390,100	
90	277,000	310,300	344,800	363,700	390,500	
91	277,900	311,500	345,600	364,300	391,000	
92	278,900	312,700	346,400	364,800	391,400	
93	279,900	313,500	347,000	365,100	391,800	
94	280,900	314,200	347,600	365,600	392,200	
95	281,800	314,900	348,300	366,000	392,700	
96	282,800	315,500	348,900	366,300	393,100	
97	283,600	316,200	349,300	366,900	393,500	
98	284,400	316,500	349,700	367,400	393,900	
99	285,000	317,100	350,200	367,900	394,400	
100	285,900	317,800	350,600	368,400	394,800	
101	286,700	318,200	351,100	369,000	395,200	
102	287,500	318,800	351,500	369,500	395,600	
103	288,300	319,400	352,000	370,000	396,100	
104	289,100	320,000	352,400	370,400	396,500	
105	289,800	320,400	352,700	371,000	396,900	
106	290,300	320,900	353,200	371,500		
107	290,800	321,400	353,600	372,000		
108	291,300	321,900	353,900	372,500		
109	291,500	322,300	354,400	373,100		
110	291,800	322,700	354,900	373,500		
111	292,000	323,000	355,400	374,000		
112	292,400	323,300	355,900	374,500		
113	292,700	323,700	356,400	375,100		
114	292,900	324,100	356,900	375,500		
115	293,300	324,500	357,400	376,000		
116	293,600	324,800	357,800	376,500		
117	293,900	325,000	358,200	377,100		
118	294,200	325,300	358,600	377,500		
119	294,500	325,700	359,100	378,000		
120	294,900	325,900	359,600	378,500		

再  
任  
用  
職  
員  
以  
外  
の  
職  
員

	121	295,200	326,100	360,000	379,100			
	122	295,600	326,400	360,500	379,500			
	123	295,900	326,700	361,000	380,000			
	124	296,300	327,000	361,500	380,500			
	125	296,500	327,200	361,800	381,100			
	126	296,700	327,500	362,300	381,500			
	127	297,000	327,900	362,800	382,000			
	128	297,400	328,100	363,300	382,500			
	129	297,600	328,200	363,600	383,100			
	130	297,900	328,500	364,100	383,500			
	131	298,300	328,900	364,600	384,000			
	132	298,700	329,100	365,100	384,500			
	133	298,900	329,400	365,400	385,100			
	134	299,200	329,800	365,900	385,500			
	135	299,600	330,200	366,400	386,000			
	136	299,900	330,600	366,900	386,500			
	137	300,100	330,900	367,200	387,100			
	138	300,400	331,300					
	139	300,800	331,700					
	140	301,100	332,100					
	141	301,300	332,400					
	142	301,700	332,800					
再	143	302,100	333,100					
任	144	302,400	333,500					
用	145	302,500	333,800					
職	146	302,800	334,200					
員	147	303,100	334,600					
以	148	303,500	335,000					
外	149	303,700	335,300					
の	150	303,900	335,700					
職	151	304,200	336,100					
員	152	304,500	336,500					
	153	304,900	336,800					
	154	305,100	337,200					
	155	305,300	337,600					
	156	305,600	338,000					
	157	305,900	338,300					
	158	306,200	338,700					
	159	306,500	339,100					
	160	306,800	339,500					
	161	307,200	339,800					
	162	307,500	340,200					
	163	307,800	340,600					
	164	308,100	341,000					
	165	308,500	341,300					
	166	308,800						
	167	309,100						
	168	309,400						
	169	309,800						
	170	310,100						
	171	310,400						
	172	310,700						
	173	311,100						
	174	311,400						
	175	311,700						
	176	312,000						
	177	312,400						
再任用職員以外の職員		234,300	254,600	261,800	272,000	288,300	325,400	369,800

備考 この表は、助産師、看護師及び准看護師である職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

# 警 察 職 給 料 表

職員 の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1	164,900	180,600	207,100	247,100	290,800	317,300	345,900	380,700	422,000
	2	166,600	182,400	209,100	248,900	292,800	319,500	348,100	382,900	423,800
	3	168,400	184,200	211,100	250,700	294,900	321,800	350,400	385,000	425,700
	4	170,100	186,000	213,100	252,500	297,200	323,900	352,600	387,100	427,600
	5	171,600	187,900	215,100	254,200	299,000	326,200	354,600	388,900	429,000
	6	173,500	190,200	217,100	256,000	301,200	328,400	356,700	390,900	430,700
	7	175,300	192,500	219,100	257,600	303,300	330,700	358,900	392,700	432,300
	8	177,200	194,800	221,000	259,300	305,500	332,900	361,100	394,500	433,800
	9	178,900	197,000	223,100	260,700	307,500	334,800	363,000	396,300	435,400
	10	180,600	199,600	224,900	262,300	309,700	337,100	365,200	398,300	437,100
	11	182,300	202,100	226,700	263,600	312,000	339,300	367,300	400,300	438,700
	12	184,000	204,600	228,500	264,900	314,100	341,600	369,500	402,400	440,300
	13	185,900	206,900	230,400	266,500	316,200	343,600	371,500	404,100	441,400
	14	188,000	208,700	232,300	267,900	318,500	345,700	373,600	406,200	443,000
	15	190,100	210,500	234,200	269,000	320,700	347,900	375,800	408,200	444,800
	16	192,200	212,300	236,100	270,300	322,900	350,000	377,900	410,300	446,600
	17	194,400	214,200	237,700	271,300	324,800	352,200	379,600	412,000	448,200
	18	196,800	216,100	239,500	272,700	327,100	354,200	381,600	413,700	450,000
	19	199,200	218,000	241,300	274,100	329,200	356,300	383,500	415,400	451,800
	20	201,600	219,800	243,100	275,500	331,500	358,400	385,500	417,000	453,500
	21	204,100	221,500	244,700	276,800	333,500	360,300	387,300	418,700	455,100
	22	205,900	223,300	246,100	278,200	335,500	362,300	389,400	420,300	456,800
	23	207,700	225,100	247,300	279,500	337,600	364,300	391,500	421,700	458,400
	24	209,500	226,900	248,600	281,000	339,600	366,400	393,500	423,200	460,200
	25	211,400	228,600	249,900	282,200	341,600	368,200	395,200	424,500	461,700
	26	213,200	230,300	251,200	284,100	343,700	370,200	397,200	425,900	463,100
	27	215,000	232,000	252,500	286,100	345,700	372,200	399,300	427,400	464,600
	28	216,700	233,700	253,700	288,100	347,700	374,200	401,400	429,000	465,900
	29	218,600	235,100	254,900	290,000	349,700	376,100	402,900	430,300	467,100
	30	220,400	236,900	256,000	292,000	351,800	378,200	404,700	432,000	467,800
	31	222,200	238,700	257,300	293,800	353,800	380,300	406,400	433,700	468,500
	32	224,000	240,500	258,400	295,700	355,900	382,300	408,100	435,300	469,200
	33	225,700	241,900	259,100	297,500	357,500	384,200	409,800	436,700	469,700
	34	227,400	243,400	260,300	299,300	359,500	386,300	411,300	438,400	470,500
	35	229,100	244,700	261,400	301,200	361,400	388,400	412,900	440,100	471,200
	36	230,800	246,100	262,600	303,000	363,500	390,300	414,400	441,700	471,800
	37	232,200	247,400	263,500	304,800	365,400	392,000	415,700	443,100	472,100
	38	234,000	248,700	264,700	306,700	367,500	393,500	417,200	443,800	472,700
	39	235,800	249,900	265,700	308,600	369,500	394,800	418,700	444,500	473,200
	40	237,600	251,100	266,700	310,300	371,500	396,200	420,200	445,200	473,700
	41	239,000	252,300	267,900	312,200	373,500	397,400	421,700	445,600	474,200
	42	240,400	253,500	269,300	314,000	375,600	398,500	423,000	446,200	474,600
	43	241,700	254,600	270,600	315,900	377,700	399,500	424,300	446,900	475,000
	44	242,900	255,700	271,800	317,800	379,700	400,500	425,500	447,500	475,400
	45	244,200	256,600	272,900	319,500	381,400	401,700	426,500	448,300	475,700
	46	245,300	257,700	274,400	321,400	383,100	402,900	427,200	449,000	476,100
	47	246,300	258,800	275,900	323,300	384,700	404,000	428,000	449,500	476,500
	48	247,200	260,000	277,500	325,100	386,400	405,200	428,800	450,000	476,900
	49	248,100	260,900	279,300	326,700	387,800	406,500	429,300	450,500	477,200
	50	249,200	262,100	281,000	328,300	388,800	407,300	429,700	450,800	477,600
	51	250,400	263,100	282,700	329,800	389,800	408,100	430,100	451,100	478,000
	52	251,500	264,200	284,200	331,500	390,800	408,800	430,400	451,500	478,400
	53	252,300	265,400	285,700	333,100	392,100	409,300	430,700	451,900	478,700
	54	253,500	266,400	287,500	334,800	393,200	410,000	431,100	452,100	
	55	254,400	267,800	289,200	336,600	394,300	410,700	431,400	452,400	
	56	255,600	269,000	290,900	338,400	395,500	411,300	431,700	452,600	
	57	256,600	270,000	292,500	339,500	396,800	412,000	432,000	453,000	
	58	257,600	271,600	294,200	341,200	397,600	412,400	432,300	453,200	
	59	258,400	273,000	296,000	342,800	398,400	413,000	432,600	453,400	
	60	259,400	274,600	297,800	344,400	399,100	413,600	432,900	453,600	

61	260,500	276,200	299,200	346,000	399,600	414,000	433,200	454,000
62	261,500	277,800	301,000	347,700	400,300	414,600	433,500	454,200
63	262,600	279,400	302,800	349,400	401,000	415,100	433,800	454,400
64	263,500	280,900	304,500	351,100	401,700	415,600	434,100	454,600
65	264,600	282,400	306,000	352,700	402,000	416,100	434,400	455,000
66	265,800	283,800	307,700	354,300	402,700	416,700	434,700	455,200
67	267,000	285,300	309,200	355,900	403,400	417,100	435,000	455,400
68	268,300	286,700	310,900	357,500	404,000	417,600	435,300	455,600
69	269,500	288,300	312,400	358,700	404,400	418,000	435,500	456,000
70	270,900	289,800	313,800	360,100	404,900	418,300	435,800	456,200
71	272,300	291,400	315,300	361,400	405,500	418,600	436,100	456,400
72	273,600	293,000	316,800	362,800	406,000	418,900	436,400	456,600
73	274,900	294,200	317,700	364,000	406,500	419,200	436,600	457,000
74	276,300	295,600	319,300	365,200	406,900	419,500	436,900	457,200
75	277,700	297,100	320,800	366,500	407,400	419,800	437,200	457,400
76	278,900	298,600	322,500	367,800	407,900	420,100	437,500	457,600
77	280,100	299,700	324,300	369,100	408,400	420,300	437,700	458,000
78	281,300	301,200	326,000	370,300	408,900	420,600	438,000	
79	282,500	302,500	327,600	371,500	409,500	420,900	438,300	
80	283,600	304,000	329,200	372,700	410,000	421,200	438,600	
81	284,700	305,400	330,900	373,900	410,400	421,400	438,800	
82	285,900	306,800	332,600	375,100	411,000	421,700	439,100	
83	287,200	308,100	334,200	376,200	411,500	422,000	439,400	
84	288,500	309,500	335,900	377,400	411,700	422,200	439,700	
85	289,700	310,600	337,300	378,500	412,000	422,400	439,900	
86	290,900	312,100	338,800	379,100	412,500	422,700	440,200	
87	292,000	313,400	340,300	379,600	412,800	423,000	440,500	
88	293,200	314,900	341,800	380,200	413,100	423,200	440,800	
89	294,300	316,400	343,100	380,800	413,400	423,400	441,000	
90	295,500	317,900	344,300	381,400	413,800	423,700	441,300	
91	296,600	319,300	345,600	382,000	414,200	424,000	441,600	
92	297,800	320,800	346,900	382,600	414,600	424,200	441,900	
93	298,500	322,100	348,300	382,900	414,900	424,400	442,100	
94	299,800	323,400	349,800	383,400	415,300	424,700		
95	300,900	324,800	351,300	384,000	415,700	425,000		
96	302,200	326,100	352,800	384,500	416,100	425,200		
97	303,300	327,300	354,100	384,900	416,400	425,400		
98	304,500	328,600	355,300	385,300	416,800	425,700		
99	305,700	329,900	356,400	385,900	417,200	426,000		
100	306,900	331,200	357,600	386,400	417,600	426,200		
101	308,100	332,600	358,700	386,800	417,900	426,400		
102	309,100	333,500	359,800	387,300	418,300			
103	310,200	334,600	360,900	387,900	418,700			
104	311,200	335,800	362,100	388,400	419,100			
105	312,000	336,900	363,300	388,700	419,400			
106	312,600	338,000	363,800	389,100				
107	313,200	339,000	364,400	389,600				
108	313,900	340,100	365,000	389,900				
109	314,400	341,300	365,600	390,200				
110	314,900	342,300	366,100	390,700				
111	315,400	343,300	366,600	391,200				
112	316,000	344,200	367,100	391,700				
113	316,800	345,100	367,500	392,000				
114	317,500	346,000	367,900	392,500				
115	318,200	347,000	368,500	393,000				
116	318,900	348,000	369,000	393,500				
117	319,500	349,000	369,400	393,800				
118	320,300	349,500	369,900	394,300				
119	321,000	350,100	370,500	394,800				
120	321,800	350,700	371,000	395,300				

再任用職員以外の職員



再任用職員以外の職員	121	322,400	351,000	371,100	395,700					
	122	322,700	351,400	371,700	396,200					
	123	323,200	351,900	372,200	396,600					
	124	323,700	352,300	372,600	397,100					
	125	324,000	352,700	373,100	397,500					
	126	324,300	353,100	373,600	398,000					
	127	324,800	353,600	374,100	398,400					
	128	325,300	354,000	374,600	398,900					
	129	325,600	354,400	374,900	399,300					
	130	325,900	354,800	375,400	399,800					
	131	326,400	355,200	375,900	400,200					
	132	326,900	355,600	376,400	400,700					
	133	327,200	355,800	376,700	401,100					
	134		356,300	377,200	401,600					
	135		356,700	377,600	402,000					
	136		357,000	378,000	402,500					
	137		357,300	378,300	402,900					
	138		357,700	378,800						
	139		358,200	379,300						
	140		358,700	379,800						
	141		359,000	380,100						
	142		359,500	380,600						
	143		360,000	381,100						
	144		360,500	381,600						
	145		360,800	381,900						
	146		361,300	382,400						
	147		361,800	382,900						
	148		362,300	383,400						
	149		362,600	383,700						
	150		363,100	384,200						
	151		363,600	384,700						
152		364,100	385,200							
153		364,400	385,500							
154		364,900	386,000							
155		365,400	386,500							
156		365,900	387,000							
157		366,200	387,300							
158		366,700								
159		367,200								
160		367,700								
161		368,000								
162		368,500								
163		369,000								
164		369,500								
165		369,800								
再任用職員		240,700	252,400	256,500	287,800	304,300	318,400	342,000	377,100	408,700

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

# 高等学校教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級					
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円					
再任用職員以外の職員	1	155,200	171,100	270,400	328,200	416,100	61	256,700	304,400	392,000	433,400
	2	156,700	173,200	272,700	330,400	417,900	62	258,000	306,800	393,500	434,700
	3	158,200	175,300	274,800	332,700	419,700	63	259,400	309,300	394,900	436,000
	4	159,700	177,500	276,900	334,800	421,400	64	260,600	311,600	396,500	437,200
	5	161,400	179,500	279,100	337,100	422,900	65	261,900	313,900	397,900	438,400
	6	163,300	181,700	281,300	339,300	424,400	66	263,400	316,100	398,800	439,600
	7	165,100	183,900	283,600	341,600	426,300	67	264,900	318,200	400,000	440,800
	8	166,900	186,100	285,700	343,900	428,200	68	266,600	320,400	401,300	442,000
	9	168,700	188,400	287,900	345,800	430,000	69	268,100	322,600	402,500	443,200
	10	170,800	191,200	289,900	347,900	431,800	70	269,500	324,700	403,700	444,400
	11	172,800	193,900	291,800	350,100	433,700	71	270,900	326,900	404,900	445,600
	12	174,800	196,600	293,800	352,200	435,500	72	272,300	328,900	406,200	446,800
	13	176,800	199,500	296,000	354,300	437,200	73	273,400	331,000	407,100	447,900
	14	179,000	201,200	298,700	356,300	439,100	74	274,800	333,100	408,300	448,500
	15	181,200	202,900	301,400	358,300	440,900	75	276,200	335,300	409,400	449,000
	16	183,400	204,600	304,300	360,300	442,800	76	277,400	337,500	410,600	449,500
	17	185,700	206,400	306,700	362,100	444,500	77	278,800	339,400	411,600	450,000
	18	188,300	208,100	309,300	364,000	446,300	78	280,000	341,600	412,600	450,600
	19	190,800	209,800	311,600	366,000	448,100	79	281,200	343,700	413,600	451,100
	20	193,300	211,400	314,300	368,000	449,900	80	282,400	345,900	414,500	451,600
	21	195,800	213,200	316,900	369,700	451,500	81	283,500	347,800	415,200	452,100
	22	197,500	215,100	319,100	371,600	453,200	82	284,700	349,700	416,000	452,700
	23	199,200	217,000	321,400	373,500	455,100	83	285,900	351,800	416,900	453,200
	24	200,900	218,900	323,500	375,400	456,800	84	287,100	353,800	417,700	453,700
	25	202,400	220,600	325,500	376,800	458,500	85	288,300	355,500	418,100	454,200
	26	204,100	222,600	327,600	378,600	460,100	86	289,400	357,400	418,700	454,800
	27	205,800	224,600	329,900	380,400	461,700	87	290,500	359,200	419,100	455,300
	28	207,400	226,600	332,200	382,300	463,200	88	291,700	361,100	419,700	455,800
	29	208,900	228,500	334,100	384,200	464,700	89	292,900	363,000	420,300	456,300
	30	210,600	231,200	336,300	386,100	466,000	90	294,000	364,700	420,600	456,900
	31	212,300	233,900	338,600	388,000	467,300	91	295,200	366,400	420,800	457,400
	32	214,000	236,600	340,800	390,000	468,600	92	296,400	368,000	421,000	457,900
	33	215,600	239,200	342,700	391,700	469,800	93	297,100	369,500	421,200	458,400
	34	217,400	242,000	344,800	393,400	470,500	94	298,100	371,000	421,400	
	35	219,200	244,600	347,000	395,000	471,200	95	299,200	372,500	421,700	
	36	221,000	247,300	349,200	396,800	471,900	96	300,400	373,900	421,900	
	37	222,600	249,800	351,100	398,000	472,500	97	301,400	375,000	422,200	
	38	224,400	252,300	353,200	399,500	473,200	98	302,500	376,400	422,500	
	39	226,200	254,800	355,200	400,900	473,900	99	303,500	377,800	422,800	
	40	228,000	257,100	357,300	402,300	474,600	100	304,600	379,100	423,000	
	41	229,700	259,800	359,300	404,000	475,200	101	305,500	380,400	423,300	
	42	231,400	262,200	361,300	405,400	475,900	102	306,600	381,700	423,600	
	43	233,000	264,400	363,300	406,700	476,600	103	307,700	382,900	423,900	
	44	234,600	266,600	365,300	408,200	477,300	104	308,700	384,200	424,200	
	45	236,200	268,800	366,700	409,800	477,900	105	309,300	385,500	424,500	
	46	237,600	271,000	368,500	411,100	478,600	106	310,200	386,600	424,800	
	47	238,900	273,200	370,100	412,600	479,300	107	311,000	387,900	425,100	
	48	240,100	275,200	371,900	414,200	480,000	108	311,800	389,100	425,400	
	49	241,600	277,500	373,500	415,900	480,600	109	312,700	390,500	425,700	
	50	243,100	279,500	375,100	417,300	481,300	110	313,100	391,500	426,000	
	51	244,300	281,400	376,700	418,900	482,000	111	313,500	392,600	426,300	
	52	245,800	283,400	378,300	420,400	482,700	112	314,000	393,600	426,600	
	53	247,000	285,200	379,900	422,100	483,300	113	314,600	394,500	426,900	
	54	248,200	287,600	381,600	423,600	484,000	114	315,000	395,500	427,200	
	55	249,600	289,900	383,300	425,200	484,700	115	315,500	396,600	427,500	
	56	250,700	292,400	384,900	426,800	485,400	116	316,000	397,700	427,800	
	57	252,000	294,500	386,100	428,300	486,000	117	316,600	398,400	428,100	
	58	253,100	297,000	387,600	429,800		118	317,100	399,300	428,400	
	59	254,200	299,300	389,000	431,000		119	317,500	400,200	428,700	
	60	255,400	302,000	390,500	432,200		120	318,000	401,100	429,000	

	121	318,500	401,900	429,300		
	122	318,900	402,800			
	123	319,400	403,600			
	124	319,900	404,400			
	125	320,500	405,000			
	126	320,800	405,700			
	127	321,100	406,400			
	128	321,400	407,100			
	129	321,600	407,700			
	130	321,900	408,200			
	131	322,200	408,600			
	132	322,500	409,000			
	133	322,700	409,400			
	134	322,900	409,700			
	135	323,100	410,000			
	136	323,400	410,200			
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	137	323,700	410,400			
	138	323,900	410,700			
	139	324,200	411,000			
	140	324,500	411,200			
	141	324,700	411,400			
	142	324,900	411,700			
	143	325,200	412,000			
	144	325,400	412,200			
	145	325,700	412,400			
	146	325,900	412,700			
	147	326,200	413,000			
	148	326,500	413,200			
	149	326,700	413,400			
	150	326,900	413,700			
	151	327,200	414,000			
	152	327,500	414,200			
	153	327,700	414,400			
	154	328,000	414,700			
	155	328,300	415,000			
	156	328,600	415,200			
	157	328,800	415,400			
	158	329,100	415,700			
	159	329,400	416,000			
	160	329,700	416,200			
	161	329,900	416,400			
	162	330,200	416,700			
	163	330,500	417,000			
	164	330,800	417,200			
	165	331,000	417,400			
	166	331,300	417,700			
	167	331,600	418,000			
	168	331,900	418,200			
	169	332,100	418,400			
再任用 職員		233,200	273,500	300,500	330,300	414,400

- 備考 1 この表は、高等学校等に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

## 中学校・小学校教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級					
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円					
再任用職員以外の職員	1	155,200	171,100	270,400	289,000	405,900	61	256,100	304,400	383,700	400,400
	2	156,700	173,200	272,700	291,600	407,400	62	257,300	306,800	384,900	401,400
	3	158,200	175,300	274,800	294,500	408,900	63	258,500	309,300	385,900	402,800
	4	159,700	177,500	276,900	297,000	410,400	64	259,400	311,600	387,000	404,100
	5	161,400	179,500	279,100	299,500	411,800	65	260,400	313,900	388,200	405,300
	6	163,300	181,700	281,300	301,900	413,200	66	261,800	316,100	389,200	406,400
	7	165,100	183,900	283,600	304,200	414,700	67	263,200	318,200	390,300	407,600
	8	166,900	186,100	285,700	306,600	416,300	68	264,700	320,400	391,500	408,700
	9	168,700	188,400	287,900	309,000	417,700	69	266,300	322,600	392,300	409,700
	10	170,800	191,200	289,900	311,600	419,100	70	267,800	324,700	393,400	410,900
	11	172,800	193,900	291,800	314,300	420,500	71	269,300	326,900	394,500	412,100
	12	174,800	196,600	293,800	317,200	421,800	72	270,700	328,900	395,600	413,300
	13	176,800	199,500	296,000	319,700	423,100	73	271,800	331,000	396,600	413,900
	14	179,000	201,200	298,700	321,700	424,500	74	273,000	333,100	397,500	414,700
	15	181,200	202,900	301,400	323,700	425,900	75	274,300	335,300	398,500	415,400
	16	183,400	204,600	304,300	326,000	427,300	76	275,500	337,500	399,500	415,900
	17	185,700	206,400	306,700	328,200	428,500	77	276,900	339,300	400,300	416,200
	18	188,300	208,100	309,300	330,400	429,800	78	278,000	341,200	401,300	416,600
	19	190,800	209,800	311,600	332,700	431,000	79	279,200	343,100	402,200	417,000
	20	193,300	211,400	314,300	334,800	432,300	80	280,400	344,900	403,200	417,400
	21	195,800	213,200	316,900	337,100	433,400	81	281,600	346,700	403,900	417,700
	22	197,500	215,100	319,100	339,300	434,600	82	282,500	348,500	404,700	418,100
	23	199,200	217,000	321,400	341,600	435,900	83	283,700	350,100	405,400	418,500
	24	200,900	218,900	323,500	343,900	437,200	84	284,900	351,900	406,100	418,800
	25	202,400	220,600	325,500	345,800	438,500	85	285,900	353,200	406,600	419,100
	26	204,000	222,600	327,600	347,600	439,700	86	286,800	354,800	407,300	419,500
	27	205,600	224,600	329,900	349,500	440,700	87	287,700	356,300	407,800	419,900
	28	207,100	226,600	332,200	351,400	441,800	88	288,700	357,800	408,500	420,200
	29	208,800	228,500	334,100	353,200	443,000	89	289,800	359,200	409,000	420,500
	30	210,500	231,200	336,300	355,000	443,800	90	290,700	360,500	409,300	420,800
	31	212,200	233,900	338,500	356,700	444,600	91	291,600	361,900	409,500	421,100
	32	213,900	236,600	340,600	358,600	445,500	92	292,500	363,300	409,700	421,300
	33	215,400	239,200	342,700	360,200	446,400	93	292,900	364,800	410,000	421,500
	34	217,100	242,000	344,500	361,900	446,900	94	293,600	366,100	410,300	421,800
	35	218,800	244,600	346,400	363,600	447,400	95	294,300	367,400	410,600	422,100
	36	220,500	247,300	348,200	365,400	447,900	96	295,100	368,600	410,900	422,300
	37	222,000	249,800	349,800	367,300	448,400	97	295,900	369,600	411,300	422,500
	38	223,700	252,300	351,600	368,800	448,900	98	296,700	370,600	411,600	422,800
	39	225,400	254,800	353,400	370,300	449,400	99	297,500	371,600	411,900	423,100
	40	227,100	257,100	355,100	371,900	449,900	100	298,200	372,600	412,200	423,300
	41	228,700	259,800	357,000	373,100	450,400	101	299,100	373,500	412,500	423,500
	42	230,400	262,200	358,800	374,500	450,900	102	299,600	374,500	412,800	423,800
	43	232,000	264,400	360,400	375,900	451,400	103	300,100	375,500	413,100	424,100
	44	233,600	266,600	362,100	377,400	451,900	104	300,600	376,500	413,400	424,300
	45	235,300	268,800	363,300	378,900	452,400	105	300,800	377,300	413,700	424,500
	46	236,800	271,000	364,600	380,500	452,900	106	301,200	378,200	414,000	424,800
	47	238,200	273,200	366,000	382,100	453,400	107	301,500	379,100	414,300	425,100
	48	239,600	275,200	367,400	383,600	453,900	108	301,700	380,100	414,600	425,300
	49	241,000	277,500	368,800	385,000	454,400	109	301,900	380,900	414,900	425,500
	50	242,400	279,500	370,300	386,500	454,900	110	302,100	381,900	415,200	425,800
	51	243,900	281,400	371,800	388,000	455,400	111	302,400	382,900	415,500	426,100
	52	245,100	283,400	373,300	389,400	455,900	112	302,700	383,900	415,800	426,300
	53	246,200	285,200	374,600	390,600	456,400	113	302,900	384,500	416,100	426,500
	54	247,600	287,600	376,000	391,900	456,900	114		385,400	416,400	
	55	248,800	289,900	377,400	393,000	457,400	115		386,300	416,700	
	56	250,000	292,400	378,700	394,100	457,900	116		387,200	417,000	
	57	251,200	294,500	379,400	395,500	458,400	117		388,000	417,300	
	58	252,400	297,000	380,600	396,700		118		388,700	417,600	
	59	253,500	299,300	381,800	397,900		119		389,500	417,900	
	60	254,700	302,000	382,900	399,200		120		390,300	418,200	

	121		390,900	418,500		
	122		391,700	418,800		
	123		392,400	419,100		
	124		393,100	419,400		
	125		393,700	419,700		
	126		394,400			
	127		394,900			
	128		395,500			
	129		396,200			
	130		396,800			
	131		397,300			
	132		397,800			
	133		398,100			
	134		398,400			
	135		398,700			
	136		399,000			
	137		399,300			
	138		399,600			
	139		399,900			
再	140		400,200			
任	141		400,500			
用	142		400,800			
職	143		401,100			
員	144		401,400			
以	145		401,600			
外	146		401,900			
の	147		402,200			
職	148		402,400			
員	149		402,600			
	150		402,900			
	151		403,200			
	152		403,400			
	153		403,600			
	154		403,900			
	155		404,200			
	156		404,400			
	157		404,600			
	158		404,900			
	159		405,200			
	160		405,400			
	161		405,600			
	162		405,900			
	163		406,200			
	164		406,400			
	165		406,600			
	166		406,900			
	167		407,200			
	168		407,400			
	169		407,600			
	170		407,900			
	171		408,200			
	172		408,400			
	173		408,600			
再任用職員		224,400	270,300	297,300	323,600	404,400

- 備考 1 この表は、中学校、小学校等に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

# 任期付研究員給料表

## 第1号任期付研究員

号給	給料月額
	円
1	394,000
2	454,000
3	515,000
4	595,000
5	692,000
6	790,000

## 第2号任期付研究員

号給	給料月額
	円
1	328,000
2	364,000
3	392,000

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	372,000
2	420,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

